

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及

び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1～4の2 (略) 5 <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u></p> <p><u>注1</u> 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。<u>注2</u>において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p><u>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数</u></p> <p><u>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数</u></p> <p><u>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数</u></p> <p><u>ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数</u></p> <p><u>2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員</u></p>	<p>別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1～4の2 (略) 5 <u>福祉・介護職員等処遇改善加算</u></p> <p><u>注</u> 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。<u>6及び7</u>において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、<u>令和6年5月31日までの間</u>、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p><u>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数</u></p> <p><u>ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数</u></p> <p><u>ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数</u></p> <p>(新設)</p>

等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市長村長に届け出た指定居宅介護事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の372に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の357に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の254に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の302に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の194に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

(削る)

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

(削る)

第2 重度訪問介護

1～5の3 (略)

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の343に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の328に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の219に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（注1の加算を算定している

7 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合は、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第2 重度訪問介護

1～5の3 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の146に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

(新設)

ものを除く。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の298に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の289に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の283に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の244に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の229に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の228に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の209に相当する単位数

数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の179に相当する単位数

数

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の174に相当する単位数

数

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の164に相当する単位数

数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数

数

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

数

(削る)

(削る)

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5の3までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護

第3 同行援護

1～4 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の417に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の402に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の347に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から4までにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場

職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合は、1から5の3までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第3 同行援護

1～4 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の274に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から4までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

(新設)

合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を
所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加
算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加
算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の372に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の343に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の357に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の328に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の298に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の283に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の254に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の302に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の239に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の209に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の228に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の194に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から4までに
より算定した単位数の1000分の184に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から4までに

より算定した単位数の1000分の139に相当する単位数

(削る)

(削る)

第4 行動援護

1～4の2 (略)

5 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から4までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から4までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

7 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合は、1から4までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第4 行動援護

1～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所

。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の382に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の367に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の312に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の248に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の337に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の318に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の322に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の303に相当する単位数

定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の239に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の175に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

(新設)

数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の273に相当する単位

数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の258に相当する単位

数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の240に相当する単位

数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の267に相当する単位

数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の225に相当する単位

数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の195に相当する単位

数

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の203に相当する単位

数

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位

数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位

数

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から4の2ま
でにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位

数

(削る)

(削る)

第5 療養介護

1～5の2 (略)

6 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は

6 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

7 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合は、1から4の2までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第5 療養介護

1～5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7及び8において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げ

算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の135に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の107に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

るその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(新設)

- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

(削る)

(削る)

7 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

8 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

第6 生活介護

1～13の8 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の101に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の84に相当する単位数）

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数（

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合は、1から5の2までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第6 生活介護

1～13の8 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の61に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の44に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の25に相当する単位数）

指定障害者支援施設にあつては、1000分の67に相当する
単位数)

2. 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める
基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実
施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出
た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（注
1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し
、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、
当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単
位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算
定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算
定しない。

(新設)

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の90に相当す
る単位数)

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の84に相当す
る単位数)

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の73に相当す
る単位数)

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から13の8ま
でにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から13の8ま

でにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数)

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の73に相当する単位数)

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の54に相当する単位数)

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数)

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数)

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の37に相当する単位数)

(削る)

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事

(削る)

第7 短期入所

1～13の3 (略)

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区

業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から13の8までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の17に相当する単位数）

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合は、1から13の8までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第7 短期入所

1～13の3 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い

分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数

、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(新設)

数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から13の3までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(削る)

(削る)

第8 重度障害者等包括支援

1～2の9 (略)

3 福祉・介護職員等処遇改善加算

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1から13の3までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合は、1から13の3までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第8 重度障害者等包括支援

1～2の9 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注1 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の223に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の162に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の178に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の199に相当する単位数

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4及び5において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数

(新設)

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の154に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の170に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から2の9までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

(削る)

(削る)

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重

第9 施設入所支援

1～13の6（略）

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の159に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合は、1から2の9までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第9 施設入所支援

1～13の6（略）

14 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15及び16において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

（新設）

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の131に相当する単位数
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の136に相当する単位数
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の108に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の87に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から13の6までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数

(削る)

(削る)

15 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、1から13の6までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。

16 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

第10 自立訓練（機能訓練）

1～8の5（略）

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の125に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の99に相当する単位数）

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合は、1から13の6までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第10 自立訓練（機能訓練）

1～8の5（略）

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の68に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

三 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から8の5ま

でにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の85に相当する単位数）

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の63に相当する単位数）

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の59に相当する単位数）

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数

(指定障害者支援施設にあっては、1000分の41に相当する単位数)

(削る)

(削る)

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1から8の5までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等、基準該当自立訓練（機能訓練）事業所又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等、基準該当自立訓練（機能訓練）又は病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合は、1から8の5までにより算定した単位数の1000分

第11 自立訓練（生活訓練）

1～12の5（略）

13 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の138に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の125に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の134に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の99に相当する単位数）

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の81に相当する単位数）

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実

の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第11 自立訓練（生活訓練）

1～12の5（略）

13 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14及び15において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

（新設）

施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の107に相当する単位数）
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の107に相当する単位数）
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の116に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の89に相当する単位数）
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(指定障害者支援施設にあつては、1000分の85に相当する単位数)

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の81に相当する単位数)

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の67に相当する単位数)

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の63に相当する単位数)

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の59に相当する単位数)

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の41に相当する単位数)

(削る)

14 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業

(削る)

第12 就労移行支援

1～15の7 (略)

16 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる

所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から12の5までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の26に相当する単位数）

15 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合は、1から12の5までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第12 就労移行支援

1～15の7 (略)

16 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17及び18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日

単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の107に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数）

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の71に相当する単位数）

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の94に相当する単位数）

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から15の7ま

までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の27に相当する単位数）

(新設)

でにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の89に相当する単位数)

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の88に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の84に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の76に相当する単位数)

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の71に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の67に相当する単位数)

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の76に相当する単位数)

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の54に相当する単位数)

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の58に相当する単位数)

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の49に相当する単位数)

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の36に相当する単位数)

(削る)

(削る)

17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から15の7までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の18に相当する単位数)

18 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合は、1か

第13 就労継続支援A型

1～14の5（略）

15 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の105に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の94に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数）

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継

ら15の7までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第13 就労継続支援A型

1～14の5（略）

15 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16及び17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の65に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数）

（新設）

続支援A型事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の92に相当する単位数）
- (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の87に相当する単位数）
- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の74に相当する単位数）
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の66に相当する単位数）
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の74に相当す

る単位数)

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の60に相当する単位数

(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の53に相当する単位数)

(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の56に相当する単位数)

(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の48に相当する単位数)

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあっては、1000分の35に相当する単位数)

(削る)

16 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から14の5ま

(削る)

第14 就労継続支援B型

1～16の4 (略)

17 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の104に相当す

でにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から14の5までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数）

17 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合は、1から14の5までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14 就労継続支援B型

1～16の4 (略)

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18及び19において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の64に相当する単位数）

る単位数)

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の86に相当する単位数)

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の62に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数)

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の91に相当する単位数)

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の87に相当する単位数)

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の47に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数 (指定障害者支援施設にあっては、1000分の26に相当する単位数)

(新設)

- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の66に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の74に相当する単位数)
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の66に相当する単位数)
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の73に相当する単位数)
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の53に相当する単位数)
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の56に相当する単位数)
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の46に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の48に相当する単位数)

る単位数)

(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の35に相当する単位数)

(削る)

(削る)

18 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から16の4までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
(指定障害者支援施設にあつては、1000分の18に相当する単位数)

19 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合は、1から16の4までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算す

第14の2 就労定着支援

1～6 (略)

7 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から6までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から6までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から6までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から6までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から6までに

る。

第14の2 就労定着支援

1～6 (略)

7 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。8及び9において同じ。）が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から6までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から6までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から6までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(新設)

より算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から6までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から6までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から6までにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から6までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数

(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から6までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から6までにより算定した単位数の1000分の48に相当する単位数

(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から6までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(削る)

(削る)

第14の3 自立生活援助

1～10 (略)

8 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1から6までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数を所定単位数に加算する。

9 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所が、利用者に対し、指定就労定着支援を行った場合は、1から6までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第14の3 自立生活援助

1～10 (略)

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から10までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から10までにより算定した単位数の1000分の101に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(IV) 1から10までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1) 1から10までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2) 1から10までにより算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

11 福祉・介護職員等処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12及び13において同じ。）が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I) 1から10までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II) 1から10までにより算定した単位数の1000分の47に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III) 1から10までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

(新設)

- (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の88に相当する単位数
- (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の84に相当する単位数
- (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の71に相当する単位数
- (7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- (8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の73に相当する単位数
- (9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の52に相当する単位数
- (11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- (12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の50に相当する単位数
- (13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の48に相当する単位数
- (14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14) 1から10までに
より算定した単位数の1000分の35に相当する単位数

(削る)

12 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合に

(削る)

第15 共同生活援助

1～8の3 (略)

9 福祉・介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。注2において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで(1の2、1の2の2、1の2の4、1の3及び1の5の2を除く。以下この9において同じ。)により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

あつては、次に掲げる他方の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1) 1から10までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II) 1から10までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数

13 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所が、利用者に対し、指定自立生活援助を行った場合は、1から10までにより算定した単位数の1000分の13に相当する単位数を所定単位数に加算する。

第15 共同生活援助

1～8の3 (略)

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10及び11において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(1)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで(1の2、1の2の2、1の2の4、1の3及び1の5の2を除く。ロの(1)、ハの(1)、10のイの(1)、10のロの(1)及び11のイにおいて同じ。)により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

1の2から8の3まで（1の2の2から1の3まで、1の4の5から1の5まで、1の8及び8を除く。以下この9において同じ。）により算定した単位数の1000分の147に相当する単位数

- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3まで（1の2の3、1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。以下この9において同じ。）により算定した単位数の1000分の211に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の144に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の128に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の192に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅳ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで

- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3まで（1の2の2から1の3まで、1の4の5から1の5まで、1の8及び8を除く。ロの(2)、ハの(2)、10のイの(2)、10のロの(2)及び11のロにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の86に相当する単位数

- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3まで（1の2の3、1の5の2、1の6、6の3及び6の4を除く。ロの(3)、ハの(3)、10のイの(3)、10のロの(3)及び11のハにおいて同じ。）により算定した単位数の1000分の150に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅱ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の110に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅲ

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の35に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の61に相当する単位数

により算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の152に相当する単位数

2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(新設)

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の185に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の124に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の171に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の121に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の168に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の98に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分

の98に相当する単位数

- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の
1000分の145に相当する単位数

へ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の95に相当する単位数
(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分
の95に相当する単位数
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の
1000分の142に相当する単位数

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の96に相当する単位数
(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分
の96に相当する単位数
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の
1000分の122に相当する単位数

チ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3まで
により算定した単位数の1000分の102に相当する単
位数
(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分
の102に相当する単位数
(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の

1000分の166に相当する単位数

リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の119に相当する単位数

ヌ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の96に相当する単位数

ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- (3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の126に相当する単位数

ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)

- (1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の93に相当する単位数

ワ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

カ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合
1の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の51に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合
1の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の77に相当する単位数

(削る)

10 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

(削る)

イ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)

(1) 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

(2) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

(3) 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数

11 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 8 の 3 までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数

ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1

の2の2から8の3までにより算定した単位数の1000分の
26に相当する単位数